

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

| | |
|------|-----------|
| 学校名 | 兵庫県立農業大学校 |
| 設置者名 | 兵庫県 |

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

| 課程名 | 学科名 | 夜間・ 通信制の 場合 | 実務経験のある 教員等による 授業科目の 単位数又は授 業時数 | 省令で定める 基準単位数又 は授業時数 | 配 置 困 難 |
|--------|-----|-------------------|---|---------------------------|------------------|
| 農産園芸課程 | | 夜間・ 通信 | 55 | 6 | |
| 畜産課程 | | 夜間・ 通信 | 58 | 6 | |
| (備考) | | | | | |

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

| |
|---|
| 兵庫県立農業大学校教育計画を年度当初に発行し、一般に配布するとともに、ホームページにおいて公表。 https://noudai.hyogo-nourinsuisangc.jp/education/syllrabusu/ |
|---|

3. 要件を満たすことが困難である学科

| |
|-----------|
| 学科名 該当なし |
| (困難である理由) |

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

| | |
|------|-----------|
| 学校名 | 兵庫県立農業大学校 |
| 設置者名 | 兵庫県 |

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

| | |
|----|---|
| 名称 | 兵庫県立農業大学校学校評議委員会 |
| 役割 | <ul style="list-style-type: none"> ・農業大学校職員で構成される内部評価会が評価した学校評価の結果を本委員会が評価 ・農業大学校校長が設定した学校教育目標、重点目標、当該年度の評価項目及び評価の観点を評価。 ・その他、農業大学校の評価に係る重要事項を審議 |

2. 外部人材である構成員の一覧表

| 前職又は現職 | 任期 | 備考（学校と関連する経歴等） |
|------------------|----|----------------|
| 元兵庫楽農生活センター長 | 1年 | 学識経験者 |
| 県立播磨農業高校校長 | 1年 | 農業高校 |
| 兵庫県農業経営士 | 1年 | 農業者代表 |
| 兵庫県立農業大学校同窓会長 | 1年 | 卒業生代表 |
| 兵庫県立農業大学校保護者会副会長 | 1年 | 保護者代表 |
| 兵庫県農業経営課課長 | 1年 | 行政 |
| 兵庫県農業改良課課長 | 1年 | 行政 |

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

| | |
|------|-----------|
| 学校名 | 兵庫県立農業大学校 |
| 設置者名 | 兵庫県 |

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

| | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|------------|----|------------|----|------------|----|------------|----|-------|-----|--|--|
| <p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p> | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県立農業大学校管理規則(以下「規則」という。)第3条及び同細則(以下「細則」という。)第3条により授業計画書(教育計画)を策定。 ・具体的には、前年度中に教育計画の原案を作成し、前年度3月に学校評議委員会で前年度課題を踏まえた改善策を提案。 ・学校評議委員会の意見を踏まえて、前年度末に内容を確定し、年度当初に公表・配布。 | | | | | | | | | | | | | |
| <p>授業計画書の公表方法</p> | <p>年度当初に発行し、一般に配布するとともに、ホームページにおいて公表。 https://noudai.hyogo-nourinsuisangc.jp/education/syllrabusu</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p> | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規則第14条並びに細則第5条及び第6条により学修成果を評価及び単位を認定。 ・具体的には、前述の教育計画に定める各授業科目の単位時間数の3分の2以上を履修した学生に考査を受験させる。考査は、試験、論文及びレポート等による。 ・考査の成績は、次の基準により評価し、50点以上を単位修得と認定。 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>90点以上</td> <td>…秀</td> <td>90点未満80点以上</td> <td>…優</td> </tr> <tr> <td>80点未満60点以上</td> <td>…良</td> <td>60点未満50点以上</td> <td>…可</td> </tr> <tr> <td>50点未満</td> <td>…不可</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> ・実習の単位取得は、実習時間数の90%以上出席し、かつ実習成績の総合評価が50点以上の学生に対して認定。 | | 90点以上 | …秀 | 90点未満80点以上 | …優 | 80点未満60点以上 | …良 | 60点未満50点以上 | …可 | 50点未満 | …不可 | | |
| 90点以上 | …秀 | 90点未満80点以上 | …優 | | | | | | | | | | |
| 80点未満60点以上 | …良 | 60点未満50点以上 | …可 | | | | | | | | | | |
| 50点未満 | …不可 | | | | | | | | | | | | |
| <p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p> | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学生の成績が学年の中でどの位置にあるかを把握できるよう、授業科目ごとの成績評価を点数に換算した上で、取得した点数の平均を求める。 | | | | | | | | | | | | | |
| <p>客観的な指標の算出方法の公表方法</p> | <p>年度当初に一般に配布</p> | | | | | | | | | | | | |

| | |
|--|--|
| <p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> | |
| <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規則第 14 条及び細則第 7 条により卒業を認定。 ・具体的には、第 2 学年終了時に卒業論文を作成して合格点を付与された者のうち、課程修了に必要な習得単位数の 90 パーセント以上の者について卒業を認定 | |
| <p>卒業の認定に関する 方針の公表方法</p> | <p>年度当初に発行し、一般に配布するとともに、ホームページにおいて公表。 https://noudai.hyogo-nourinsuisangc.jp</p> |

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

| | |
|------|-----------|
| 学校名 | 兵庫県立農業大学校 |
| 設置者名 | 兵庫県 |

1. 財務諸表等

| 財務諸表等 | 公表方法 |
|--------------|--------------------------|
| 貸借対照表 | (法人化されていない公立専修学校のため記載不要) |
| 収支計算書又は損益計算書 | 同上 |
| 財産目録 | 同上 |
| 事業報告書 | 同上 |
| 監事による監査報告(書) | 同上 |

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

| 分野 | | 課程名 | 学科名 | 専門士 | 高度専門士 | | |
|----------|----|---------------------------|-------------|-------|-------|------|----|
| 農業 | | 農産園芸・畜産 | — | ○ | — | | |
| 修業 年限 | 昼夜 | 全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数 | 開設している授業の種類 | | | | |
| | | | 講義 | 演習 | 実習 | 実験 | 実技 |
| 2年 | 昼 | 100単位 | 72単位 | — | 39単位 | — | — |
| 単位時間/単位 | | | | | | | |
| 生徒総定員数 | | 生徒実員 | うち留学生数 | 専任教員数 | 兼任教員数 | 総教員数 | |
| 80人 | | 67人 | 0人 | 10人 | 37人 | 47人 | |

| |
|--|
| カリキュラム(授業方法及び内容、年間の授業計画) |
| (概要) <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県立農業大学校管理規則(以下「規則」という。)第3条及び同細則(以下「細則」という。)第3条により授業計画書(教育計画)を策定。 ・具体的には、前年度中に教育計画の原案を作成し、前年度3月に学校評議委員会で前年度課題を踏まえた改善策を提案。 ・学校評議委員会の意見を踏まえて、前年度末に内容を確定し、年度当初に公表・配布。 |
| 成績評価の基準・方法 |
| (概要) <ul style="list-style-type: none"> ・規則第14条並びに細則第5条及び第6条により学修成果を評価及び単位を認定。 ・具体的には、前述の教育計画に定める各授業科目の単位時間数の3分の2以上を履修した学生に考査を受験させる。考査は、試験、論文及びレポート等による。 ・考査の成績は、次の基準により評価し、50点以上を単位修得と認定。 <ul style="list-style-type: none"> 90点以上 …秀 90点未満80点以上 …優 80点未満60点以上 …良 60点未満50点以上 …可 50点未満 …不可 ・実習の単位取得は、実習時間数の90%以上出席し、かつ実習成績の総合評価が50点以上の学生に対して認定。 |

| |
|--|
| 卒業・進級の認定基準 |
| (概要) <ul style="list-style-type: none"> ・規則第14条及び細則第7条により卒業を認定。 ・具体的には、第2学年終了時に卒業論文を作成して合格点を付与された者のうち、課程修了に必要な習得単位数の90パーセント以上の者について卒業を認定 |
| 学修支援等 |
| (概要) <ul style="list-style-type: none"> ・農業技術の高度化、経営の専門化等に対応して、現代的な農業経営を行うのに必要な知識、技術、経営管理能力及び組織活動能力を養成。 ・流動的な社会経済情勢に対応できる豊かな経営感覚と応用能力を養成。 ・地域農業社会において指導的役割を果たすために必要な診断・企画・組織化に関する能力を養成 ・農業に従事することに自信と誇りを持たせ、合理的な農業経営と健全な農家生活を営む力を養成。 ・学習、寮生活、課外活動等を通じ、自立と連帯の精神を涵養し、広い視野と豊かな人間性を培う。 |

| | | | |
|---|------------|-------------------|------------|
| 卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載） | | | |
| 卒業生数 | 進学者数 | 就職者数 (自営業を含む。) | その他 |
| 34人 (100%) | 1人 (3%) | 32人 (94%) | 1人 (3%) |
| (主な就職、業界等) 自営就農、法人雇用就農、農協、公務員、農業関連企業（農機メーカー、種苗等）他 | | | |
| (就職指導内容) 既卒生の就職先訪問、新規就職先の開拓、行政による雇用先と学生のマッチングの利用、就職セミナーを開催し、履歴書の書き方や面接の受け方、礼儀作法を指導すると共にマイナビ登録について助言。 | | | |
| (主な学修成果（資格・検定等）) 大型特殊自動車運転免許、毒物劇物取扱責任者、危険物取扱者、農業機械利用技能者、日本農業技術検定（1～3級）他 | | | |
| (備考)（任意記載事項） | | | |

| | | |
|---|----------------|-----|
| 中途退学の現状 | | |
| 年度当初在学者数 | 年度の途中における退学者の数 | 中退率 |
| 63人 | 2人 | 3% |
| (中途退学の主な理由) 体調不良により、寮生活や学校生活を送ることが困難になったため | | |
| (中退防止・中退者支援のための取組) 進路等に悩みを抱えている学生には個人面談を行い、経済面で不安な学生には奨学金等の制度の説明を行う。また、病気等については休学制度の利用を説明や、保護者を交えて相談に応じるなど、きめ細やかな対応に努めている。 | | |

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

| 学科名 | 入学金 | 授業料 (年間) | その他 | 備考 (任意記載事項) |
|---------------|---------|-------------|-----------|-------------|
| 農産園芸 | 5,650 円 | 118,800 円 | 101,000 円 | |
| 畜産 | 5,650 円 | 118,800 円 | 101,000 円 | |
| | 円 | 円 | 円 | |
| | 円 | 円 | 円 | |
| 修学支援 (任意記載事項) | | | | |
| | | | | |

b) 学校評価

| 自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページにおいて公表。 https://noudai.hyogo-nourinsuisangc.jp | | |
|---|----|-------|
| 学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・本校は、意欲と実践力あるたくましい担い手を養成し、より望ましい学校運営の改善に資するため、本校の運営状況について本校職員で構成する内部評価会が自ら評価し、その結果を基に学校評議委員会が評価する。 ・本校は、この評価システムにより、本校の現状と課題を再確認し、職員、学生、保護者及び関係者が一体となって、より良い学校づくりに取り組む。 ・本校校長は、本校評価システムの運営を行うとともに、外部評価結果に伴う更なる改善を推進するため、本校内に、校長及び校長が指定した者からなる内部評価会を設置する。 ・本校校長は、当該年度の達成状況に関して意見交換を通じて評価を行い、本校の自律的改善を図るため、兵庫県立農業大学校学校評議委員会設置要綱に基づき学校評議委員会を設置する。 | | |
| 学校関係者評価の委員 | | |
| 所属 | 任期 | 種別 |
| 元兵庫楽農生活センター長 | 1年 | 学識経験者 |
| 県立播磨農業高校校長 | 1年 | 農業高校 |
| 兵庫県農業経営士 | 1年 | 農業者代表 |
| 兵庫県立農業大学校同窓会会長 | 1年 | 卒業生代表 |
| 兵庫県立農業大学校保護者会副会長 | 1年 | 保護者代表 |
| 兵庫県農業経営課課長 | 1年 | 行政 |
| 兵庫県農業改良課課長 | 1年 | 行政 |
| 学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページにおいて公表。 https://noudai.hyogo-nourinsuisangc.jp | | |

第三者による学校評価（任意記載事項）

c) 当該学校に係る情報

（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法）

兵庫県立農業大学校学校案内

<https://noudai.hyogo-nourinsuisangc.jp>